

令和元年第2回広尾町議会定例会 第1号

令和元年6月5日（水曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 諸般の報告
- 3 会期の決定について
- 4 総務常任委員会報告
- 5 産業常任委員会報告
- 6 行政報告
- 7 報告第 5号 専決処分の報告について
- 8 報告第 6号 専決処分の報告について
- 9 報告第 7号 繰越明許費繰越計算書について
- 10 報告第 8号 株式会社広尾産業流通振興公社の経営状況について
- 11 議案第39号 広尾町森林環境振興基金条例の制定について
- 12 議案第40号 広尾町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 13 議案第41号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について
- 14 議案第42号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 15 議案第43号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について

○出席議員（12名）

- | | |
|-------------|-------------|
| 1番 浜 野 隆 | 2番 萬亀山 ちず子 |
| 4番 前 崎 茂 | 5番 志 村 國 昭 |
| 6番 山 谷 照 夫 | 7番 星 加 廣 保 |
| 8番 渡 辺 富久馬 | 9番 小 田 英 勝 |
| 10番 小 田 雅 二 | 11番 旗 手 恵 子 |
| 12番 浜 頭 勝 | 13番 堀 田 成 郎 |

○欠席議員（1名）

- 3番 北 藤 利 通

○出席説明員

- | | |
|-----------|---------|
| 町 長 | 村 瀬 優 |
| 副 町 長 | 田 中 靖 章 |
| 会 計 管 理 者 | 山 崎 勝 彦 |

兼 出 納 室 長	山	崎	勝	彦
総 務 課 長	白	石	晃	基
総 務 課 長 補 佐	柏	崎	弥 香	子
併 総 務 課 参 事	西	内		努
併 総 務 課 主 幹	折	笠	博	和
併 総 務 課 主 幹	山	岸	雄	一
企 画 課 長	雄	谷	幸	裕
企 画 課 長 補 佐	及	川	隆	之
住 民 課 長	齊	藤	美 津	雄
住 民 課 長 補 佐	佐	藤	直	美
住 民 課 長 補 佐	楠	本	直	美
兼 住 民 課 長 補 佐	村	上	洋	子
保 健 福 祉 課 長	宝	泉		大
兼老人福祉センター所長	宝	泉		大
兼地域包括支援センター長	宝	泉		大
健康管理センター長	村	上	洋	子
保健福祉課子育て支援室長	浜	頭		力
保健福祉課子育て支援室長補佐	山	崎	義	和
認定こども園ひろお保育園長	道		尚	子
認定こども園ひろお保育園副園長	成	田	ま ゆ み	み
兼 豊 似 保 育 所 長	成	田	ま ゆ み	み
特別養護老人ホーム所長	金	石	輝	義
特別養護老人ホーム次長	佐	藤	清	美
兼養護老人ホーム所長	金	石	輝	義
兼養護老人ホーム次長	佐	藤	清	美
農 林 課 長	平		浩	則
農 林 課 長 補 佐	寺	井		真
兼 町 営 牧 場 長	平		浩	則
水産商工観光課長	室	谷	直	宏
建設水道課長	前	田	憲	一
建設水道課主幹	北	藤	盛	通
兼下水終末処理センター長	前	田	憲	一
港 湾 課 長	森	谷		亨
港 湾 課 長 補 佐	安	岡	伸	弘

〈 教 育 委 員 会 〉

教 育 長	菅 原 康 博
管 理 課 長	山 岸 直 宏
管 理 課 長 補 佐	山 畑 裕 貴
学校給食センター所長	山 岸 達 也
社 会 教 育 課 長	小 川 浩 司
図 書 館 長	小 村 京 子
兼 海 洋 博 物 館 長	小 川 浩 司

〈選挙管理委員会〉

委 員 長	辻 田 廣 行
併 書 記 長	白 石 晃 基

〈監査委員〉

代 表 監 査 委 員	大 林 忠
併 書 記 長	道 淳 一

〈公平委員会〉

委 員 長	木 下 利 夫
併 書 記 長	白 石 晃 基

〈農業委員会〉

会 長	今 村 弘 美
事 務 局 長	西 脇 秀 司

○出席事務局職員

事 務 局 長	道 淳 一
事 務 局 次 長	保 坂 一 也
総 務 係 主 事	西 村 萌

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

1、議長（堀田） ただいまから、令和元年第2回広尾町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

1、議長（堀田） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、5番、志村國昭議員、11番、旗手恵子議員を指名します。

◎日程第2 諸般の報告

1、議長（堀田） 日程第2、諸般の報告を行います。

議員の出欠であります。3番、北藤利通議員より欠席の届け出があります。

また、5月31日に議会運営委員会が開催され、報告書はお手元に配付しておりますので、委員会報告は省略します。

次に、議会の動向ですが、各自お手元に配付しておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

次に、本定例会に町長から報告4件、議案13件を受理しております。ほかに意見書案5件を受理しております。

次に、説明員の出席につきましては、別紙一覧表のとおり委任・嘱託の申し出のあった関係者の出席を求めています。

次に、監査委員より平成31年2月から4月までの例月出納検査の報告があり、報告書は各自お手元に配付しておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

また、一部事務組合議会の報告につきましても配付しておりますので、ごらんいただきたいと思います。

一般質問は4人の議員から通告があり、6月6日に行います。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第3 会期の決定について

1、議長（堀田） 日程第3、会期の決定についてを議題とします。

この件は、さきに議会運営委員会が開催され、審査結果については配付した報告書のとおりであります。本件に対する委員会の報告は、本日5日から6月7日までの3日間とするものです。

お諮りします。委員会の報告のとおり会期は本日5日から7日までの3日間にしたいと思います。が、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日 5 日から 6 月 7 日までの 3 日間とすることに決しました。

◎日程第 4 総務常任委員会報告

1、議長（堀田） 日程第 4、総務常任委員会報告を行います。

本報告は所管事務調査であり、報告書は各自お手元に配付しております。

ここで、副委員長の報告を求めます。

総務常任委員会副委員長、前崎茂議員、登壇の上、報告願います。

1、総務常任委員会副委員長（前崎） 総務常任委員会所管事務調査報告書。

平成 31 年第 1 回定例会で承認を得た所管事務調査を下記のとおり実施したので、会議規則第 77 条の規定により報告をいたします。

1 として、委員会の開催状況です。

（1）、開催日、令和元年 5 月 9 日。

（2）、開催場所、議事堂議員控室であります。

（3）以降については、記載のとおりであります。

2 番目、調査の内容であります。

（1）、養護老人ホーム・特別養護老人ホームの運営状況について。

①、養護老人ホームの現状。

広尾町立養護老人ホームは、昭和 39 年 6 月 1 日に開設し、今年度で 54 年を経過する。平成 11 年度現在地に移転改築され全室個室対応とし、特別養護老人ホームと共用で、100 名の入所者が利用できる食堂兼多目的ホールを施設のイベント等に利用している。

高齢者の自立した生活支援を基本としているが、近年は入所者の中に介護認定を受け、介護サービスを受ける入所者が増えつつある。

介護職員によるアロマセラピー、音楽レクリエーション、いきいき百歳体操等を実施し、入所者のケアを行っている。

入所者の状況でありますけれども、平成 31 年 4 月 1 日現在、定員 50 人に対し、入所実人員 50 人、平均年齢は 87.2 歳となっております。

介護度別構成、市町村別入所者状況については、記載のとおりであります。

入所希望待機者状況でありますけれども、在宅が 42 人、生活支援ハウス等が 6 人の計 48 人となっております。

待機者の要介護度等については、記載のとおりであります。

職員の配置状況でありますが、正職員 9 人、臨時職員 8 人、臨時時間雇用が 12 人、計 29 人であります。

職員の資格状況でありますけれども、介護支援専門員 4 人、介護福祉士 6 人、介護職員初任者研修 5 人、看護師 1 人、准看護師 1 人、栄養士 1 人となっております。

主な年間行事でありますけれども、夏祭り、花火大会、敬老会などの季節開催と誕生会などの複数開催並びにボランティアグループなどの慰問開催等があり、入所者を和ませている。

次に、②の特別養護老人ホームの現状であります。

広尾町立特別養護老人ホームは、昭和56年8月3日に、4人部屋12室、2人部屋1室で開設し、平成6年4月から短期入所（定員10人）も併設運営をしている。入所者の介護度の重度化が進んでおり、重篤な症状を持った方が安心して静かに過ごせるよう、広尾町国民健康保険病院と連携をしている。

介護職員によるレクリエーション委員会を開催し、音楽レクリエーションや体操を毎日実施し、入所者のケアを行っている。

入所者状況であります、平成31年4月1日現在で定員は50人に対し、入所実人員は43人、平均年齢は87.3歳となっています。

介護度別構成、出身地別状況については、記載のとおりであります。

それから、入所希望待機者状況ですけれども、老健施設等が21人、病院が11人、養護老人ホーム等が9人、在宅が5人、合わせて46人となっております。

待機者の要介護度については、記載のとおりであります。

職員の配置状況でありますけれども、正職員16人、臨時職員17人、臨時時間雇用が6人、計39人です。

職員の資格状況ですけれども、介護支援専門員5人、介護福祉士17人、介護職員初任者研修5人、看護師3人、准看護師1人、管理栄養士1人となっております。

主な年間行事でありますけれども、記載のとおりであります。

主な質疑の内容であります。

委員からは養護老人ホームと特別養護老人ホームの併願入所申し込みはあるかという質問に対し、併願はあると思われるとの説明でありました。

また、平成30年度と今年度の介護職員数を比較すると、養護が臨時職員2人減を臨時パート職員で補っており、特老は5人の減となっている。今後の職員の採用の予定と職員数の減少による定員割れや介護報酬への影響について質疑がありました。これについて、できる限り入所定員に近づけるため、広尾高校をはじめ、ほかの学校にも採用募集を出すなど、人員の確保に努めるとともに、現在働いている職員の離職防止を図っている。介護報酬への影響は月額で1人当たり約30万円程度の減収となる。

また、他町村の施設に入所していて本町の施設に入所は可能かの質疑に対して、可能であるとの説明でありました。

次に、(2)、認定こども園の運営状況についてであります。

①、認定こども園ひろお保育園の現状について。

これまで幼児教育を行う幼稚園、保育を行う保育所として運営していた施設を統合し、認定こども園として平成31年4月に開設した。

運営方針としては、全ての子どもが健やかに成長するための環境がひとしく確保されること。利

用する子どもの意思及び人格を尊重した特定教育・保育を提供すること。利用する子どもの家庭、地域との結びつきを重視し、関係機関との密接な連携を図ること。

②として、ひろお保育園の施設概要であります。

平成26年5月に建設工事着工。

27年2月に建設工事完了。

平成28年4月に、ひろお保育園、定員115人で開設をしております。

平成30年5月、ひろお保育園増設工事を着工し、同年11月工事完了しております。

平成31年4月、認定こども園ひろお保育園、定員165人で開設をしております。建物面積は1,859平方メートル、敷地面積は1万6,309平方メートルとなっております。

③の入園状況でありますけれども、平成31年4月19日現在、入園定員が165人に対し、入園実人員は137人となっております。

認定別構成でありますけれども、1号認定が定員50人に対して39人、2号認定が定員75人に対して59人、3号認定が定員40人に対して39人、それぞれ入園をされております。

年齢別構成でありますけれども、定員165人に対して実人員が137人の入園となっております。ただ、ゼロ歳児1人、1歳児3人、2歳児3人のそれぞれ待機児童合わせて7人が出ております。

④、待機児童の今後の解消についてですが、保育士の求人については継続して募集を行い、職員の体制づくりと保育環境を整備し、待機児童解消に向けて努力をする。

⑤、職員状況ですけれども、正職員13人、臨時職員15人、計28人となっております。

⑥、主な年間行事でありますけれども、記載のとおりであります。

委員からの主な質疑の内容であります。

平成30年度と本年度の職員数の状況についての質疑がありました。説明として、平成30年度と本年度の比較では、正職員は3人減で13人、臨時職員1人増で15人、代替職員は4人増で17人となっているとの説明でありました。

委員より、昨年度から保育士等の専門職について、町村会の採用試験を実施しているが、採用希望者のハードルが上がり、正職員の採用を難しくしている懸念があることについて指摘があったところであります。

また、4、5歳児の定員が大きく割り込んでいるが、子どもの数と入園者数の実態はどのようになっているかの質疑に対して、本町在住の4、5歳児85人のうち、ひろお保育園には71人、豊似保育所に13人、大樹町の保育園に1人が入園しているとの説明がありました。

また、委員から職員が定着しない要因についての質疑がありました。説明として、今後十分なコミュニケーションと指導を徹底したいとの説明でありました。

以上で、委員会報告を終わります。

1、議長（堀田） 以上で、報告を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

質疑を終結します。

以上で、総務常任委員会報告を終わります。

◎日程第5 産業常任委員会報告

1、議長（堀田） 日程第5、産業常任委員会報告を行います。

本報告は所管事務調査であり、報告書は各自お手元に配付しております。

ここで、委員長の報告を求めます。

産業常任委員会委員長、小田^{こだ}英勝議員、報告願います。

1、産業常任委員会委員長（小田^{こだ}） 産業常任委員会所管事務調査報告書。

平成31年第1回定例会で承認を得た所管事務調査を下記のとおり実施したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記。

1、委員会の開催状況。

委員会の開催状況については、（1）から（5）まで記載のとおりでございますので割愛させていただきます。

2、調査の内容。

（1）、公営住宅の入居状況と維持管理について。

①、公営住宅の入居状況について、資料に基づき説明を受けたということでございました。

1)、公営住宅の戸数。

大漁団地から次のページの音調津団地まで合計643戸であります。その内訳といたしまして、公営住宅617戸、特公賃住宅8戸、共同住宅18戸であります。

2)、空き家の状況について。

入居可能戸数のうち、空き家の割合が特に高い団地は、野塚団地36.4%、新野塚団地21.4%、豊似団地42.2%、音調津団地50.0%、特公賃住宅37.5%になっております。

団地全体では15.9%となっており、平成29年度と比較して3ポイント上昇しているということでございました。

3)、高齢者世帯の状況について。

世帯主年齢60歳以上の高齢者世帯の割合が特に高い団地は、大空団地73.1%、向陽団地87.5%となっている。

団地全体では55.4%となっており、平成29年度と比較して1.4ポイント上昇しているということでございます。

4)、単身世帯の状況について。

入居世帯に占める単身世帯の割合が特に高い団地は、錦町団地77.4%となっている。

団地全体では46.2%となっており、平成29年度と比較して4.1ポイント上昇しているということでございます。

単身者世帯合計 228 世帯のうち、65 歳以上では 148 世帯、75 歳以上では 85 世帯、85 歳以上では 21 世帯となっているということでございます。

5)、収入分位別の世帯数と構成割合について。

本町の入居世帯の月収を収入別に分布させた、収入分位別合計表における世帯数と構成割合では、月収が 10 万 4,000 円以下の最も月収が少ない第 1 分位の入居者が全体の 72.6%を占めているということでございます。

基本的な入居を認める月収の上限額は、第 4 分位の 15 万 8,000 円であり、第 1 分位から第 4 分位までの入居世帯数の構成割合は 87.2%となっており、おおむね公営住宅法の目的に沿った入居状況になっているということでございます。

6)、十勝管内の公営住宅管理戸数について。

十勝管内の市町村ごとの全世帯数に対する公営住宅世帯数の割合では、管内平均が 6.47%であるのに対して、本町は 18.79%となっており、公営住宅世帯の割合が管内で最も高くなっているということございました。

②、公営住宅の維持管理状況について、資料に基づき説明を受けました。

1)、平成 30 年度主要な予算の執行状況については、住宅管理費、公営住宅建設費については記載のとおりでございますので、お目通しいただければと思います。

2)、30 年度修繕費の予算執行状況について。

近年は、栄町団地、新北樺団地に設置した電気温水器の故障が増えてきており、給水、給湯関係の修繕料が増えている状況となっているということございました。

3)、平成 31 年度主要な予算の状況についてでございますが、住宅管理費と公営住宅建設費については記載のとおりでございますので、お目通しいただければと思っております。

4)、長期的な管理の見通しについて。

町では、広尾町公営住宅等長寿命化計画に基づき、今後の長期的な人口減少を見据えた公営住宅の適正な管理を行うとともに、安全で快適な住戸の形成に向け、改善や建てかえなどの公営住宅等の活用手法を団地別、住棟別に定め、長期的な維持管理を実現することとしているということでございます。

現在の長寿命化計画の計画期間は、平成 30 年度から平成 39 年度までの 10 年間としており、広尾町を取り巻く社会情勢等の変化や事業の実施状況等を踏まえて、おおむね 5 年ごとに見直すこととしているということでございます。

計画期間の前期 1 年から 5 年までは、大空団地、錦町団地、野塚団地、音調津団地、向陽団地の屋根、外壁等の修繕を計画しており、平成 33 年度からは、錦町団地のあいた住棟の解体を計画しているということでございます。

計画期間の後期では、大空団地の建てかえを計画しているが、市街地の空き家の状況により、計画見直しの際に建てかえの是非を判断することとしているということでございます。また、野塚、新野塚、昭和 30 年野塚、豊似の団地で全室が空き家になった住棟から解体を行う計画をしているということでございます。

計画期間における各団地ごとの概要と管理方針、計画内容では、平成 39 年度末で管理戸数の合計を 560 戸まで減らしていくという計画であるということでございます。

③、主な質疑でございますが、記載のとおりでございますので、後ほどお目通しいただければと思います。

以上、産業常任委員会報告といたします。

1、議長（堀田） 以上で、報告を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

質疑を終結します。

以上で、産業常任委員会報告を終わります。

◎日程第6 行政報告

1、議長（堀田） 日程第6、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありますので、発言を許します。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 令和元年第2回広尾町議会定例会にご参集をいただきまして、大変ありがとうございます。

行政報告をさせていただきます。

まず、1点目の平成30年度広尾町北方圏交流振興会の決算状況についてであります。

平成30年度の決算状況は、サンタメール事業の収入が1,339万9,600円、支出が1,273万3,081円で、収支の差額66万6,519円が翌年度繰越額となっております。

次に、サンタメールの申込件数及び発送通数であります。申込件数は2,989件で、メールの発送通数が1万5,790通となり、前年より2,290通少ない結果となりました。

減少の要因につきましては、郵便による申し込みが大幅に減少したところであります。

今後の対策といたしまして、情報発信を今まで以上により力を注ぐとともに、役場庁舎内にプロジェクトチームを発足させるなど、斬新なアイデアを求め議論をし、対応をしていきたいと思っています。

続きまして、2点目の平成30年度一般社団法人広尾町水産加工排水処理公社の決算状況についてであります。

平成30年度の決算状況は、排水処理量2万3,984立方メートル、稼働日数は365日であります。

収支の状況であります。収入金額1,544万2,239円に対し、支出金額1,543万329円で、収支差額の1万1,910円が当期剰余金となっております。

次に、3点目の広尾町国民保護計画の変更についてであります。

これにつきましては、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第35条の規

定に基づき策定した広尾町国民保護計画を変更いたしましたので、同法の定めにより報告をするものであります。

お手元の行政報告資料1ページをお願いいたします。

今回の変更の内容といたしましては、主に大きく分けて記載をしている1から3までの内容となっております。

1つ目は、「国民の保護に関する基本指針」の変更等による修正であります。

国において定める「国民の保護に関する基本指針」の変更等に基づき修正を行ったものであります。なお、修正の内容につきましては、北海道が作成している「市町村国民保護モデル計画」を参考にしているものであります。

2つ目は、十勝管内の消防組織の広域化に伴う名称及び事務の変更による修正であります。

3つ目は、役場組織の機構改革等に伴う課名及び事務分掌の変更による修正であります。また、4月1日から広尾町国民健康保険病院が地方独立行政法人へ移行したことから、病院に関する記述を修正したものであります。

修正内容の詳細につきましては、資料の2ページから新旧対照表に記載をしているところであります。なお、これらの修正内容については、北海道と協議を行い、承認を受けているところであります。

続きまして、4点目の広尾町150年記念事業の実施報告についてであります。

スローガンを「つくる、つなぐ。広尾町」とし、平成29年度及び平成30年度に実施した広尾町150年記念事業の実施結果につきましては、お手元の行政報告資料2をごらんいただければと思います。

1ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、記念式典等の関係であります。これにつきましては、5つの事業を実施し、総事業費は199万588円となったところであります。

次のページの一般記念事業の関係であります。10の事業を実施し、総事業費は352万9,952円となったところであります。

次の事業の冠・協賛事業についてであります。既存の17の事業に対しまして、広尾町150年記念事業という冠をつけて実施をしたところであります。

資料の最後のページをお願いいたします。一番最後のページであります。

下から3段目の小計の総事業費であります。冠・協賛事業を除く広尾町150年記念事業の総事業費で552万540円となり、このうち315万612円については寄附金で、83万円についてはいきいきふるさと推進事業助成金を充当し、一般財源につきましては153万9,928円を充当したところであります。なお、これらの事業の詳細につきましては、4ページ以降にそれぞれ個表で記載をしておりますので、後ほどお目通しをいただければと思います。

記念事業を通じまして、歴史を振り返り、これからの広尾町を考える機会を得て、次の200年に向けてのスタートをすることができたところであります。歴史を築いてこられました先人の方々ははじめ、町民の皆様、議員の皆様、そして本事業にご賛同いただきました関係者の皆様に改めてお

礼を申し上げるところであります。

次に、5点目の火災の発生状況についてであります。

5月27日正午ごろ、東1条5丁目17番地において、木造一部3階建て店舗併用住宅446平方メートルのうち、2階及び3階の住宅部分約244平方メートルを焼く建物火災が発生しております。消防職員、団員合わせて47名、車両9台が出動し、午後4時51分に鎮火しております。現在、出火原因については調査中であります。

この火災で近隣住宅への延焼等はありませんでしたけれども、居住者の安否が不明であり、火災現場より身元不明の遺体1体が発見をされており、北海道警察により身元及び死亡原因について確認が行われているところであります。

以上で、行政報告とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） 以上で、行政報告を終わります。

ただいまの行政報告に対する質問は、6日の一般質問時に発言を許しますので、本日午後3時までに具体的な内容を記載した文書をもって通告願います。

◎日程第7 報告第5号～日程第8 報告第6号

1、議長（堀田） 日程第7、報告第5号 専決処分の報告についてと日程第8、報告第6号 専決処分の報告についての2件を一括して行います。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） それでは、報告第5号 専決処分の報告について及び報告第6号 専決処分の報告について、一括して提案理由を申し上げます。

まず、報告第5号についてであります。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において示されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものであります。

平成30年度広尾町一般会計補正予算（第14号）であります。

次のページの専決処分書であります。

地方自治法の規定により、専決処分をしたものであります。

平成30年度広尾町一般会計補正予算（第14号）についてであります。

専決処分の理由であります。

下水道事業特別会計における長期債の減額に伴う繰出金の追加について、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分をさせていただきました。

処分日につきましては、平成31年3月31日であります。

次のページの平成30年度広尾町一般会計補正予算（第14号）であります。

第1条は、歳出予算の補正でありまして、補正後の歳出予算の金額は、「第1表 歳出予算補正」によるとするものであります。

次のページの第1表歳出であります。

7款4項都市計画費 320 万円の追加につきましては、下水道事業特別会計繰出金を追加するものであります。

12 款予備費につきましては、財源調整でありまして、全体予算を整理したものであります。

続きまして、議案書5ページの報告第6号についてであります。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものであります。

平成30年度広尾町下水道事業特別会計補正予算（第6号）であります。

次のページの専決処分書であります。

地方自治法の規定により、専決処分をしたものであります。

平成30年度広尾町下水道事業特別会計補正予算（第6号）についてであります。

専決処分の理由であります。

長期債の借入申請手続について、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分をさせていただきました。

処分日につきましては、平成31年3月31日であります。

次のページの平成30年度広尾町下水道事業特別会計補正予算（第6号）についてであります。

第1条は、歳入予算の補正でありまして、補正後の歳入予算の金額は、「第1表 歳入予算補正」によるとするものであります。

第2条は、地方債の補正でありまして、地方債の変更を第2表でお示しをするものであります。

次のページの歳入であります。

4款1項一般会計繰入金 320 万円の追加につきましては、一般会計繰入金により整理をするものであります。

7款1項町債 320 万円の減額につきましては、公共下水道事業債であります。

以上で、報告とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） 以上で、報告第5号と報告第6号 専決処分の報告についてを終わります。

◎日程第9 報告第7号

1、議長（堀田） 日程第9、報告第7号 繰越明許費繰越計算書についての報告を行います。
村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 続きまして、報告第7号 繰越明許費繰越計算書についてであります。

平成30年度広尾町一般会計繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したもので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき報告をさせていただくものであります。

11 ページであります。別紙の繰越計算書であります。

4款1項、事業名、汚水処理下水道建設負担金でありまして、金額が2万2,000円であります。

翌年度繰越額も同額の2万2,000円でありまして、財源の内訳につきましては一般財源の繰越金であります。

以上、報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） 特に確認することがあれば発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、報告第7号 繰越明許費繰越計算書についての報告を終わります。

◎日程第10 報告第8号

1、議長（堀田） 日程第10、報告第8号 株式会社広尾産業流通振興公社の経営状況についての報告を行います。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 報告第8号 株式会社広尾産業流通振興公社の経営状況についてであります。

議案12ページと別冊にお配りをしております事業報告書1ページであります。

株式会社広尾産業流通振興公社における広尾町の持ち株は130株であり、全株式の220株の2分の1以上の出資比率であることから、地方自治法第243条の3第2項の規定により、経営状況に関する書類を提出するものであります。

広尾町の意見でありますけれども、報告書の9ページ、お願いをいたします。

報告書の9ページにありますとおり、平成30年度決算に関する書類は的確であり、また、令和元年度事業計画及び予算については適切であると認めたところであります。

平成30年度は、魚介類を主としたふるさと納税返礼品の売り上げが伸びたことなどにより、対前年比25.7%増の5,753万8,891円の売り上げがあったところでありますが、純利益が322万797円となり、次期繰越利益剰余金は1,353万1,915円となったところであります。

今後におきましても、設立目的に沿って一層努力するよう指導監督をしまいたいと考えているところであります。

なお、経営状況の詳細につきましては、担当課長より補足説明をいたしますので、よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） 次に、補足説明をさせます。

室谷水産商工観光課長。

1、水産商工観光課長（室谷） それでは、株式会社広尾産業流通振興公社の経営状況について補足説明をさせていただきます。

別冊でお配りしています平成30年度（第36期）事業報告書をお手元をお願いいたします。

1ページをお願いいたします。

1の会社の概要についてであります。

発行株式総数は、1株5万円で発行総数220株、資本金は1,100万円となっております。

持ち株数の内訳については、昨年8月10日に三菱UFJ信託銀行から広尾町が10株買い取り、広尾町ほか3団体で、記載のとおりとなっております。

次に、2の平成30年度事業状況報告についてであります。

平成30年度におきましては、魚介類を主としたふるさと納税返礼品の売り上げ増加、カタログ販売において秋サケの不漁を見込み、原材料の仕入れ値の見直しを行ったことによりまして、対前年比25.7%増の5,753万9,000円の売り上げがあり、当期純利益が322万797円となったところであります。

1)、物産販売事業の株式会社ディノス・セシールでは、一昨年からの秋サケの不良によりイクラの販売数量が確保できないと見込まれたことから、カタログのみでの販売となりました。主な販売数量の内訳につきましては、記載のとおりとなっております。

次に、2)、産地直送販売であります。飲食店での広尾フェア等に広尾町の食材を販売したことや、北海道銀行など取引先との販売を行ったところであります。

次に、3)、ふるさと納税返礼品につきましては、魚介類を主として164種類の品数を用意して5,616個、3,388万6,000円の売り上げがありました。

2ページをお願いいたします。

平成30年度（第36期）決算報告についてであります。

3ページをお願いいたします。

平成30年度末の貸借対照表でございます。表の右側から2列目の決算額のみを説明させていただきます。

まず、資産の部でございます。Ⅰの流動資産からⅢの繰延資産までの資産の部合計、一番下段になりますけれども、2,575万9,313円となり、対前年比354万9,857円の増加となっております。

次に、4ページをお願いいたします。

負債の部でございます。Ⅰの流動負債の未払金、未払法人税等、未払消費税の負債の部合計が122万7,398円となっております。

純資産の部につきましては、Ⅰの株主資本からⅢ、新株予約権までの合計、下から2行目の2,453万1,915円となるものです。

したがって、負債、純資産の部合計が、2,575万9,313円となり、前ページの資産の部合計と同額となるものであります。対前年比354万9,857円の増加となっております。

次に、5ページをお願いいたします。

損益計算書でございます。Ⅰの売上高が5,753万8,891円となり、対前年比1,178万714円の増加となりました。次に、Ⅱの売上原価ですが、商品仕入高が4,203万8,664円となり、対前年比373万5,971円の増加、売上総利益は1,550万227円となり、対前年比804万4,743円の増加となりました。売上総利益からⅢの販売費及び一般管理費の1,209万6,614円を差し引いた営業利益につきましては、340万3,613円となり、これにⅣの営業外収益9,933円を加えた経常利益が341万3,546

円となるものです。これに特別利益と特別損失を計算しまして、下段から3行目でございますが、税引き前当期純利益の340万797円に法人税及び住民税の18万円を差し引いた額の322万797円が当期純利益となったものでございます。

次に、6ページをお願いいたします。

販売費及び一般管理費の計算内訳でございます。決算額は1,209万6,614円であり、対前年比で16万7,497円の増加であります。主な要因は、運賃の増加によるものであります。

次に、7ページをお願いいたします。

財産目録。

資産の部であります。Ⅰの流動資産とⅡの固定資産を加えた資産の部合計は2,575万9,313円となっております。

8ページをお願いします。

負債の部であります。Ⅰの流動負債合計が122万7,398円となっており、資産の部合計から負債の部合計を差し引いた2,453万1,915円が差し引き正味財産となるものでございます。

次に、9ページにつきましては、決算報告書監査に関する意見書でございます。

10ページをお願いいたします。

剰余金の承認についてであります。

1)の1、前期繰越利益金が1,031万1,118円でありまして、当期の純利益322万797円を加え、1,353万1,915円を次期繰越利益剰余金とするものでございます。

11ページをお願いいたします。

令和元年度事業計画についてであります。

令和元年度につきましては、昨年同様に株式会社ディノス・セシールのカタログ販売等での事業展開を計画しており、商品を厳選しながら限定数の拡大とさらなる品質の向上を進めるほか、通年販売できる商品の開発と販路の拡大に努めたいと考えています。

さらに、魚介類等を主体として、町内原材料を取り込んだ新商品の開発に取り組んでまいります。

ふるさと納税返礼品につきましては、品ぞろえの充実と新商品の発掘に取り組んでまいります。

12ページをお願いいたします。

事業計画に伴う収支予算であります。1の純売上高であります。魚介類商品を主体とした販売や、ふるさと納税返礼品の売り上げにより、売上高5,281万2,000円を見込み、売上原価3,695万5,000円、一般管理費1,509万5,000円を差し引いた76万2,000円を営業利益と見込んでいます。営業外損益を1万円と見込み、経常利益を77万2,000円とし、法人税、住民税を差し引いて純利益48万1,000円を見込み、収支計画とするものであります。

次の13ページにつきましては、役員の状況を記載しております。

以上で、補足説明とさせていただきます。

1、議長（堀田） 特に確認をすることがあれば、発言を許します。

4番、前崎議員。

1、4番（前崎） 6ページの一般管理費の計算内訳について質疑したいと思います。

この一般管理費のうち、前期が給与費、それから従業員賞与、これを合わせると392万4,350円に対して、今年度の決算額がこれら給与、賞与を合わせて246万円ということで、前期から比べると37.3%ダウンしております。先ほどの損益計算書では、前期の売上総利益が745万5,000円から決算額は1,550万円ということで、売上総利益が800万円以上伸びているわけでありますけれども、この状況の中で人件費の部分で4割近く減額している、この理由についてご説明をいただきたいと思います。

1、議長（堀田） 室谷水産商工観光課長。

1、水産商工観光課長（室谷） 前崎議員のご質問にご説明をいたします。

給与の関係でございますけれども、昨年、おとしに関しましては、2名の給与を払っておりまして、1名がアルバイトというか、臨時の職員を雇っておりました。昨年に関しましては、そのアルバイトがやめまして1名となったものですから、その分の減額となっております。

以上です。

1、議長（堀田） ほかに。

（「なし」の声あり）

以上で、報告第8号 株式会社広尾産業流通振興公社の経営状況についての報告を終わります。休憩します。

午前10時49分 休憩

午前11時05分 再開

再開します。

◎日程第11 議案第39号

1、議長（堀田） 日程第11、議案第39号 広尾町森林環境振興基金条例の制定についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） それでは、議案第39号 広尾町森林環境振興基金条例の制定について提案理由を申し上げます。

本案は、平成30年度税制改正で森林環境税と森林環境譲与税が創設され、そのうち森林環境譲与

税について今年度から譲与が開始されますが、本年の本町の森林整備及びその促進のための費用に充てることとされていることから、これを積み立て、必要に応じて活用するため、地方自治法第241条第1項の規定に基づき提出するものであります。

詳細につきましては、担当課長より補足説明いたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） 次に、補足説明をさせます。

平農林課長。

1、農林課長（平） それでは、議案第39号について補足説明をいたします。

お手元の議案資料1ページをお願いいたします。

初めに、本案に直接関連いたします新たな法律制度から簡単に説明いたします。

まず、今年度以降、国から譲与されます森林環境譲与税と森林環境税の概要でございます。今般の税制項目は、いずれも後ほど説明いたします森林経営管理法の施行に伴い、市町村が実施することとなる森林整備等に必要な財源に充てるために創設されたものでございます。

2の森林環境税、これは国内に住所を有する個人に対して課税され、税率は年額1,000円となります。本税は国税でありますけれども、市町村によって個人住民税均等割とあわせて賦課徴収が行われます。課税年度は2024年度、令和6年度からとなります。

また、3の森林環境譲与税、これは森林環境税の収入額に相当する額につきまして、私有林の人工林面積が5割、林業就業者数2割、市町村人口3割といった案分方式によりまして、市町村に対して総額の9割、都道府県に1割が譲与されるものでございまして、森林現場の諸課題に早期に対応する必要があるという立法方針から、森林経営管理法の施行に合わせて本年度から譲与され、その配分は毎年9月と3月に行われることとなっております。

資料を1枚進んでいただきまして、一番下段（3）の表が本町への譲与税額の見通しであります。お目通しをいただければと思います。

次に、議案資料3ページの森林経営管理法の概要を簡単に申し上げます。

本法は、森林所有者に適切な森林管理を促すための責務を明確化した上で、市町村が仲介役となり、森林の経営管理を意欲と能力のある民間事業者を集積・集約するとともに、民間では経営管理ができない場合の森林の経営管理を市町村が行う新たな森林管理システムを導入するものでございます。

以上が基礎となる事柄でございまして、こうした制度を前提に創設されました譲与税についての活用あるいは森林経営管理の進め方など、有意義な事業をよくよく議論しながら決定していく考えのもと、まずは国からの譲与税を積む基金を設置しようとするものでございます。

それでは、議案書の13ページに戻っていただきまして、条文の概要について説明をさせていただきます。

第1条は設置で、基金の目的、基金名を定めております。

第2条は積み立てで、積み立てる額は予算に定めるとしております。

第3条は管理でございまして、最も確実、有利な方法により管理することを定めております。

第4条は運用益金の処理でございまして、基金利子等の積み増しを定めているものでございます。

14 ページ、第5条は繰替運用等でございまして、財政上必要な場合は歳計現金にできることを定めております。

第6条は、処分でございます。第1条の目的に限って処分、いわゆる取り崩しできることを定めております。

第7条は委任でございまして、必要な事項は町長が別に定めることを定めております。

附則といたしまして、公布の日から施行したいとするものであります。

以上で、補足説明を終わります。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

4 番、前崎茂議員。

1、4 番（前崎） 議案資料の2 ページの関係なのですが、（3）の森林環境譲与税の部分であります。今年度から14 年度までの森林環境譲与税額、総額で見ますと、ざっと1 億6,200 万円ほどになりますけれども、当然この林業のいわゆる森林所有者とのこれからの調整になりますけれども、いろいろと施業者の要望等を聞きながら、除間伐事業ですとか造林事業、そういった部分が今後、林業でいけば林業施業計画というのが立てられると思うのですが、例えばこの部分が何年度から実際にこの事業計画、事業実施されるのか想定しておりましたら、ご説明いただきたいと思います。

それと、先ほどの1 ページの中で、私有林人工林面積は10 分の5、林業就業者数が10 分の2、人口割が10 分の3というご説明でしたけれども、例えば特に②の林業就業者数ですとか③の人口、これは今後変動していけば、これらの部分についてそれぞれこの森林環境譲与税についても連動して変動するのか、それについてもあわせてご説明をいただきたいと思います。

1、議長（堀田） 平農林課長。

1、農林課長（平） ご質問にお答えいたします。

まず1 点目、譲与税の事業化、予算等の具体的な考え方ということでございますけれども、本町におきまして、譲与税を活用した森林整備促進の取り組みにつきましては、今年度中に譲与税活用の基本方針、これを定めていきたいと思っております。

また、森林環境譲与税の活用でありますとか、森林経営管理を進める体制といたしまして、森林林業関係者、さらに国有林及び十勝総合振興局、こうした方々を構成員としまして、広尾町森林整備推進協議会というものを今年2 月に設置しております。こうした組織を活用いたしまして、譲与

税の活用であるとか森林経営管理制度の進め方を議論しながら考えていきたいというところでありまして、まだ具体的なものはこれからというところでご理解をいただければと思います。

それから、2点目が譲与基準の関係でありますけれども、広尾町に入ってくる譲与税分配額の見通しにつきまして、ここに示してありますけれども、これにつきましては、あくまでも北海道試算による推定金額でございまして、ベースとなる国の税収は見込み値というふうになっているものでございますけれども、参考までに算定要素であるところの人口割、面積割につきましては、これ現在、平成27年の国勢調査数値がもとになっております。国勢調査ですから5年間は同じ数字が用いられると考えておりますけれども、それから森林の現況につきましては、林野庁の森林資源現況調査というものがございまして、これに基づく数値でやっておりますが、これについては2020年度の農林業センサスができ上がってくればそちらの数値を基準として算出されるということになりますので、やはり変動というのは十分考えられるというふうに思っております。

1、議長（堀田） ほかに。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第39号 広尾町森林環境振興基金条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第40号

1、議長（堀田） 日程第12、議案第40号 広尾町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第40号 広尾町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本案は、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正に伴い、低所得者に対する公費負担軽減について引き続き定めるものであります。

詳細につきましては、担当課長から補足説明をいたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） 次に、補足説明をさせます。

宝泉保健福祉課長。

1、保健福祉課長（宝泉） それでは、本条例の改正の概要につきまして、補足説明します。

議案資料の4ページをごらんください。

介護保険料の減額をめぐる背景につきましては、平成26年の介護保険法の改正により、消費税による公費を投入して所得の少ない第1号被保険者の保険料減額強化を行う仕組みが設けられ、平成27年4月から所得階層の「第1段階」の減額措置が既に実施されています。本年10月に予定されている消費税率の引き上げによる増収分を財源として、本年4月からさらなる軽減強化が図られました。

本条例の改正趣旨につきましては、介護保険の関係法令の改正により、国は所得の少ない第1号被保険者の保険料の減額強化を行うための「保険料基準額に対する負担割合」を示しました。この改正は、従来から軽減措置が行われてきた所得階層の「第1段階」の保険料をさらに引き下げるとともに、軽減措置の対象を第2段階及び第3段階にまで広げるものです。

これを受けまして、本町においても、保険料基準額に対する負担割合を国が示したものと同一水準に引き下げ、第1段階、第2段階及び第3段階の所得の少ない第1号被保険者の保険料の減額強化を行うものです。

議案資料の5ページの表をごらんください。

表の左側、所得階層の第1段階から第9段階のうち、今回、保険料の軽減強化の対象となるのは、表の上段、第1段階から第3段階までの3階層となります。

改正後の保険料基準額に対する負担割合、それから引き下げ後の保険料の額につきましては、第1段階は国が保険料基準額に対する負担割合を表の中央右側、表のタイトル、国が示す負担割合、①、改正前の列0.45から②、改正後の列0.375に改正。これを受け、本町の負担割合につきましても、表の右側、表のタイトル、広尾町の負担割合等、改正前、③、負担割合の列0.45から改正後、⑤、負担割合の列0.375に改正、保険料を改正前、④、年額の列2万4,000円から改正後、⑥、年額の列1万9,800円に引き下げます。

第2段階は、国が負担割合を①、改正前0.75から②、改正後0.625に改正。これを受けまして、本町の負担割合につきましても、③、負担割合0.63から⑤、負担割合0.625に改正、保険料を④、年額3万3,600円から⑥、年額3万3,000円に引き下げます。

第3段階につきましては、国が負担割合を①、改正前0.75から②、改正後0.725に改正。これを受けまして、本町の負担割合につきましても、③、負担割合0.75から⑤、負担割合0.725に改正、保険料を④、年額3万9,600円から⑥、年額3万8,200円に引き下げます。

補足説明は以上です。よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） 暫時休憩します。

午前 11 時 22 分 休憩

午前 11 時 23 分 再開

再開します。

休憩します。

午前 11 時 23 分 休憩

午前 11 時 25 分 再開

再開します。

宝泉保健福祉課長。

1、保健福祉課長（宝泉） 申しわけございません。資料の訂正をお願いします。

議案資料の 5 ページをごらんください。

この 5 ページの表の下から 3 段目、所得階層、第 7 段階の欄でございます。対象者の欄でございます。対象者「本人が課税で、合計所得金額が 120 万円以上 190 万円以下」となっておりますけれども、ここを「190 万円未満の方」に訂正をお願いします。

同じように、その下、第 8 段階、これにつきましても、「合計所得金額が 190 万円以上 290 万円以下」となっておりますが、ここを「290 万円未満の方」に訂正をお願いします。

よろしくをお願いします。申しわけございませんでした。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第 40 号 広尾町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第41号～日程第15 議案第43号

1、議長（堀田） 日程第13、議案第41号 北海道市町村総合事務組合規約の変更についてから日程第15、議案第43号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてまでの3件を一括議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第41号 北海道市町村総合事務組合規約の変更についてから議案第43号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についての提案理由を申し上げます。

本案は、本町が加入するそれぞれの組合の構成団体であった北空知葬斎組合、日高地区交通災害共済組合及び池北三町行政事務組合等が脱退したことに伴い、規約の変更が必要になったものであります。

お手元の議案資料8ページから12ページをお願いいたします。

構成団体の解散に伴い、別表をそれぞれ改正するものであります。

本規約の変更には、地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体の議会の議決を経ることが必要とされておりますので、提案を申し上げるところであります。

よろしく願いを申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案3件に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。議案第41号 北海道市町村総合事務組合規約の変更についてから議案第43号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてまでの3件を一括して討論、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第41号から議案第43号までの3件を一括して討論、採決することに決しました。

お諮りします。本案3件は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案3件は討論を省略します。

これより議案第41号 北海道市町村総合事務組合規約の変更についてから議案第43号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてまでの3件を一括採決します。

お諮りします。本案3件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案３件は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

１、議長（堀田） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了しました。

あす６日は、午前１０時から本会議を開きます。

なお、議事日程は当日配付しますので、ご了承願います。

本日は、これにて散会します。

散会 午前１１時３０分